

一般社団法人一千社の会 定款施行規則

(平成26年5月20日制定)

第1章 総則

第1条 (趣旨)

本会は、「一般社団法人 一千社の会」(以下「本会」という。)定款第3条の目的を達成するため、組織及び運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第2条 (目的)

本会は、日本国を愛し、郷里を愛し、地方・地域並びに地域における中小企業等を活性化することが、日本を活性化し、発展させるものと信じ活動する人々・企業・団体等が集う市民団体である。

会員は、互いに交流し、情報を交換し、自らを含めた地方・地域の活動、事業を具体的に活性化させ、必要に応じて、本会の目的に賛同する人々・団体等に対して、政策等を含めて提言し発信し行動する市民団体である。

併せて、会員相互の親睦と協調を図ることを目的とする。

第3条 (本部事務所)

本会の事務所を以下に置く。

東京都渋谷区渋谷1丁目8番3号 TOCビル2階

第2章 事業

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 会員相互による交流を行い、情報交換会、討論会、セミナー等を実施する。
- (2) 地方活性化、中小企業活性化等を目的として、様々な問題点の把握、解決等の為の短期的・中長期的研究、或いは知識の涵養を行う。
- (3) 必要に応じて、本会として外部の団体等への働きかけも行き、場合によっては、日本国政府等の政策を実現する機関等への提言を実現する。
- (4) また、その為に問題点の把握、研究を行い、具体的政策を創起する為の英知の集積、知識の涵養にも努める。
- (5) 本会並びに上記目的の為の親睦会を行う。
- (6) その他、本会の目的を達成する為に必要なこと。

第3章 会員

第5条 (会員の種別及び資格)

本会の会員は、次のとおりとし、幹事会員、一般会員の双方をもって民法上の社員とする。

- (1) 会員は、日本国民または日本に居住する者、もしくは日本で活動する企業、団体であること、(但し、本会への登録が企業・団体等である場合においては、本会での取り扱いは、予め本会に届けられた個人を対象として取り扱うものとする。)

- (2) 幹事会員 本会に主体的立場で会務運営に参画するもの
- (3) 一般会員 本会の趣旨に賛同し直接、間接的に会の発展に協力し、自らの向上を図ろうとする法人または個人とする。

第6条（入 会）

幹事会員か一般会員のいずれかになろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、本会理事会にて入会の承認を得なければならない。

- 2. 本会に入会しようとする者が企業・団体等である場合には、入会申込みの時点で、本会で活動する個人名も予め届け出るものとする。

第7条（退 会）

本会を退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。

第8条（除 名）

会員が次の各号の一つに該当する時は、理事会の決議により除名することが出来る。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または信用を著しく失墜する行動があった時
- (2) 規約、または総会の決議を無視する行動があった時
- (3) 著しく会費の納付を怠った時

第9条（変更の提出）

会員に次の事項が発生したときは、速やかにこれを事務局に届け出なければならない。

- (1) 代表者の変更
- (2) 営業所、住所、電話の変更
- (3) 企業形態の変更

第4章 役 員 等

第10条（役員の種類及び定数）

本会に次の役員等をおく。

- (1) 理事 定数2名以上15名以内
- (2) 監事 2名

第10条の2（役職者の種類及び定数）

本会に、次の役職者をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 (3名以内)
- (3) 専務理事 1名
- (4) 相談役 (定員を定めない)
- (5) 顧問 (定員を定めない)

第11条（役員の仕事）

役員及び役職者（合わせて役員等という）の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は会長を代理する。
- (3) 専務理事は、会長を補佐し、会務を執行する。

(4) 理事は、理事会を組織し、総会の決議事項を執行する。

(5) 監事は、業務並びに、本会の会計を監査する。

第12条（役員を選任）

役員等の選任は総会において選任する。但し、役員等資格要件は原則として幹事会員とし、幹事会員から選出する。

2. 会長、副会長、専務理事は、理事の互選によって定め、会長は代表理事に就任する。

3. 任期中に欠員が生じた場合には、理事会の決定により幹事会員の中から補充することが出来るものとする。

その場合の任期は、欠員となった役員の任期を引き継ぐものとする。

第13条（顧問等）

本会には、理事会の同意を得て会長の選任により、顧問、相談役等を置くことが出来る。

第14条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第15条（事務局）

本会の会務の事務的処理を行う為に、理事会の指名により事務局をおく。

第16条（解任）

役員に役員としてふさわしくない行為があった場合には、理事会の3分の2以上の決議により解任することができる。

第17条（役員の報酬）

役員等は原則として無給とする。

第18条（事務局の設置及び職員の報酬）

(1) 本会に事務局を設け、職員を若干名置くことができる。

(2) 職員は理事会の承認を得て会長が任免する。

(3) 職員の報酬は役員会で決定する。

第5章 地域ブロック等

第19条（地域別本部）

本会には、理事会の承認を得て、本部の他に一定の地域を定めて地域別本部を置くことが出来る。

第20条（地域本部における支部の設置）

本会には、理事会の承認を得て、前条の地域別本部の中に、支部を置くことが出来る。

第21条（地域別本部の支部役員）

各地域別本部、支部には、理事会の承認を得て、本部に準じて地域別本部役員、支部役員等若干名を置くことが出来るものとする。

第22条（分科会等）

本会は、事業の目的達成の為に必要と認められる時は、理事会の承認を得て、特別な目的を持つ委員会や部会等の分科会を設置することが出来るものとする。

第6章 会 議

第23条（会議の種別）

本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第24条（総会の構成）

総会は、全会員で構成する。

第25条（総会の開催及び招集）

定時総会は年1回の開催とし、臨時総会は、会長または理事会が必要と認めた時、並びに全会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。

2. 総会の招集は会長が招集し、日時、目的たる事項を記した書面で開催日7日前までに会員に通知しなければならない。

第26条（総会の議長）

総会の議長は出席会員の中から選出する。

2. 決議事項

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、重要事項

第27条（総会の議決）

総会は会員の過半数の出席がなければ開会できない

2. 出席会員の有効議決数の過半数をもって決する。
3. やむを得ない理由により出席できない会員はあらかじめ書面によって表決し、或いは出席会員に委任することができ、その場合、委任者は出席したものとみなす。

第28条（理事会の構成）

理事会は理事をもって構成し、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2. 理事会の議長は会長が行う。

第29条（理事会の開催及び定足数）

理事会は年3回以上開催する。

2. 理事会は、特に定める場合を除いて全役員の3分の2以上の出席を以って定足数とし、過半数を以って決議するものとする。

第30条（理事会の決議事項）

理事会は次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会の決議を要しない会務の執行に関すること
- (3) その他会務運営に必要な事項に関すること

第7章 委員会及び部会並びに各種の会合

第31条（委員会及び部会）

本会の事業を推進するため、必要があるときは委員会及び部会を設けることができる。

2. 委員会及び部会の種類・構成・権限・運営方法に関して必要な事項は理事会の決議を経て会長がこれを定める。

第32条（各種の会合）

講演会・研修会・情報連絡会・見学会・懇親会は、必要に応じて理事会の決定に基づき会長がこれを召集する。

第8章 会 計

第33条（会 費）

本会の経費は、会費その他の収入を以ってこれに充てる。

2. 本会の会費は、幹事会員と一般会員とに分け、各会員が負担するものとし、年額を以下のとおりとして事務局からの請求に従って支払うものとする。

幹事会員 年会費 100,000円

一般会員 年会費 10,000円とする。

第34条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章 会則の変更及び解散

第35条（会則の変更）

この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければ改廃・追加することができない。

第36条（解散）

本会は、総会において出席会員の5分の4以上の議決により、解散することができる。

第37条（会則の追加）

この会則に定めのない事項が生じた場合は、理事会がその必要に応じて総会に諮り決定するものとする。

附 則

第1条（初年度）

本会則は平成26年7月15日より施行するものとし、初年度は平成26年12月31日までの5ヶ月とする。

第2条（初年度の会費）

本会の初年度の会費は、本会則第33条に拘らず、幹事会員 100,000円とし、
一般会員を 10,000円とする。

第3条（期中就任幹事会員の会費）

期中に幹事会員となった者については、本会則第33条に拘らず、会計年度に従って月割りとし、端数が出た場合は切り上げとする。

但し、一般会員は期中といえども第33条規定の定額を支払うこととする。